

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年11月11日

京都市選挙管理委員会委員長 國枝 克一郎

京都市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の7その1注4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第10号様式の8注4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「4円88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,500円」に改める。

別記第10号様式の9注4中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

別記第10号様式の10その1（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その2（別紙）注2中「7円30銭」を「7円51銭」に、「4円88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,500円」に改め、同様式その3（別紙）注2中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)